平成２５年（フ）第１３号
宮城県登米市東和町米川字馬ノ足105番地
債務者　源　　貞継
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第１４号
宮城県登米市迫町佐沼字中江１丁目９番地３ウエストハウスＥ号
債務者　高橋　和頼
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開発　健次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第１１９号
岡山県笠岡市入江４番地１　市営住宅樋守団地169号
債務者　高橋　伸弘
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　莖田　信之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
香川県高松市屋島西町2105番地25　アルファパーク屋島四番館605号室
債務者　首藤　幸三（旧姓清吾・谷本）
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　顕児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３０８号
大阪府岸和田市土生町２丁目14番12―205号
債務者　長井　良之
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　法之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３１１号
大阪府阪南市尾崎町193番地の11
債務者　林　タツエ
1　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　法之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
福島県郡山市富田町字天神林11番地の28
債務者　關　　真一
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若松　克明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１１１２号
広島県廿日市市佐方615番地62
債務者　畑山　成美
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹森　雅泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５６号
広島市安佐北区倉掛２丁目26番３号
債務者　吉田真奈美
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片島　由賀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９７号
大分市大字猪野1430番地の２　アーバン明治１番館905
債務者　佐藤　重雄
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生野　誉士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０号
宮城県登米市迫町北方字山ノ上35番地１
債務者　髙山　淑子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第１７８号
函館市北浜町１番39号
債務者　松井　晴紀
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２２０号
愛知県高浜市呉竹町４丁目１番地15　寺田マンション303
債務者　濱川　秀晴
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４９号
愛知県高浜市呉竹町４丁目１番地15　寺田マンション303
債務者　濱川わかな
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
奈良県宇陀市菟田野岩崎202番地の27
債務者　寺澤　千鶴
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
奈良県宇陀市大字陀拾生672、住民票上の住所奈良県桜井市大字粟殿166番地の１
債務者　福岡　信行
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
奈良県宇陀市大字陀拾生672、住民票上の住所奈良県桜井市大字粟殿166番地の１
債務者　福岡貴美子
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係